

患者さんからの Q & A

第2回 「在宅診療について」

■回答者 植田耕一郎 (加齢歯科学講座)

Q：在宅診療の申し込み方法は？

A：新潟大学歯学部附属病院では、加齢歯科学講座が窓口になって、平成11年4月より在宅(訪問)診療を行っています(写真1)。電話連絡をいただければ、担当の者が病状や住所などをお聞きし、診療日を決めて患者さんの自宅へ歯科医が伺います。

Q：費用はいくらかかりますか？

A：全て健康保険内で受診できます。老人保険であれば、1回の診療に530円の自己負担となります。

Q：診療期間はどのくらいかかりますか？

A：主に訪問診療で行える治療は、義歯の作製や修理ですので、6～7回になります。ムシ歯処置や抜歯処置が必要なときは、診療中の安全や衛生管理を確保しなくてはなりませんので、可能であれば車で当学部附属病院の診療室まで搬送し(写真2)、診療室にて治療を行います。送迎の際の搬送は、当方で行います。

Q：現在どのような患者さんに在宅診療を行っていますか？

A：①過去に当学部附属病院に受診していたけれども、脳卒中やパーキンソン病などのために通院が不可能になった方の自宅への訪問。②入院先への往診や、入院されている病院から当院まで搬送している場合。③特別養護老人ホームへの



写真1：患者宅での在宅診療

訪問、今のところ以上のようなケースがあります。

治療以外に、口腔ケア(写真3)、および口から食べるための機能訓練(摂食・嚥下リハビリテーション)を行っています。

Q：近くの歯科診療所に往診を頼めますか？

A：もちろん、頼めます。

新潟市歯科医師会は、全国でも早くから障害をもったお年寄りへの在宅診療に取り組んできました。したがって、係つけの歯科診療所の先生や近医の診療所に相談されるとよいと思います。

当学部附属病院では、在宅診療を行っている診療所の先生から依頼された「摂食・嚥下リハビリテーション」や、訪問診療よりも「入院歯科診療」の方が安全で効率的である場合に、診療所と連携しながら「在宅・訪問/入院診療」をしています。

Q：介護保険で在宅診療は受けられますか？

A：在宅診療は医療保険で施行されますので、介護保険とは別枠です。しかし、在宅診療が終了し、口腔衛生状態を保ち、口から安全に食べるために、専門的でしかも定期的な「口のケア」や「機能訓練」を介護保険で受けることができます。この場合、患者さんの自己負担は、歯科医が訪れると940円で、歯科衛生士が単独で訪問すると500円です。

【在宅診療のお問い合わせ】

新潟大学歯学部加齢歯科学講座

電話番号 025-227-0835

FAX 番号 025-227-2998



写真2：患者宅から歯学部附属病院への搬送



写真3：特別養護老人ホームでの訪問口腔ケア